

事務総局会議（第4回）議事録

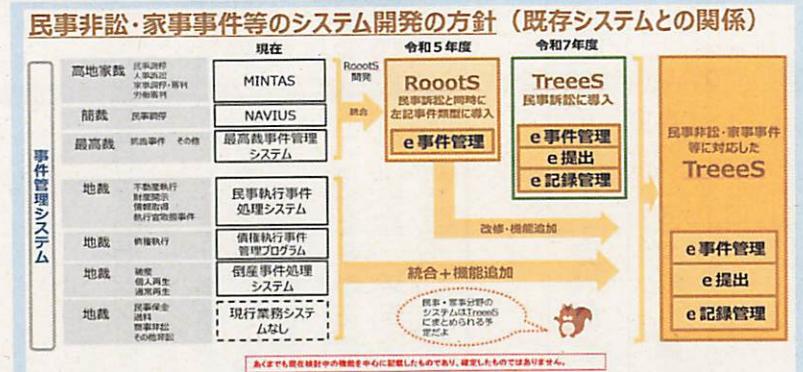
日時	令和6年2月13日（火）午後2時00分～午後2時25分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、横山刑事局第一課長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官、榎本総括参事官
議事	<p>1 非訟家事システムの開発方針の見直しについて 福田民事局長兼行政局長、馬渡家庭局長及び清藤審議官が、資料第1に基づき、民事非訟・家事事件等のシステム開発の状況・方針について説明</p> <p>2 國際知財司法シンポジウム2024の開催について 福田行政局長説明（資料第2）</p>
結果	◎了承 1、2
秘書課長 板津正道	

民事非訟・家事事件等のシステム開発の状況（令和6年2月時点）

Cこれまでお伝えしてきた開発方針（令和4年10月31日courtsポータル掲載スライド2頁）

- 現在のように手続ごとにシステムが併存すると、利用者にとっても職員にとっても不便であり、システム間の連携も困難

民事訴訟のシステム（TreeeS）を改修等することで
民事非訟・家事事件等にも対応するシステムとする



C現時点のシステム開発等の進捗状況

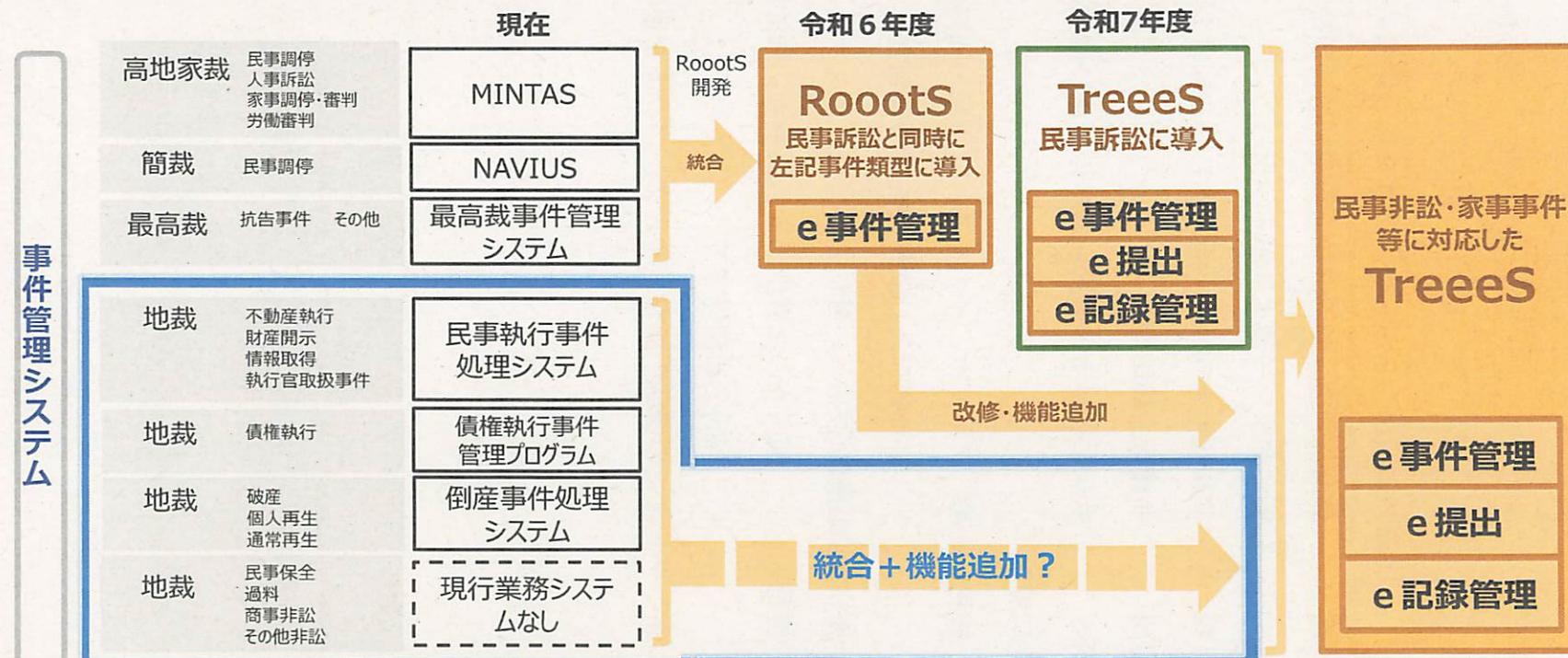
- 民事非訟・家事事件等のシステム開発については、令和5年7月以降、上記開発方針の下、要件定義（開発前の準備作業）を進めており、概ねスケジュールどおり進行中
- 他方で、上記開発方針は、民事訴訟の事件管理システム（RootS）を令和6年3月までに全国に展開すること等を前提に、必要な改修等をする予定で検討していたもの。現在、同システム導入は延期されており、その完成を待って順次必要な改修等を行うことと、当初予定より開発期間が短縮される可能性あり。

C現時点の検討状況

- 開発方針については、上記のような要件定義・開発状況等に応じ、継続的に見直していくことが必要
- ⇒ システムの品質を確保し、各庁における準備や習熟に十分な時間を確保するという観点から、民事非訟・家事事件等について、当初の開発方針を維持することができない場合に備え、開発開始時期を含め、どのような開発方針が最適か、あり得る選択肢の検討を始めることにした
- その1つとして、執行・倒産等については、民事訴訟のシステムの改修を前提としないシステム構成へと見直すことも視野に入れた検討が必要と考えている（次頁）

民事非訟・家事事件等のシステム開発の方針（令和6年2月時点）

青枠部分のシステム構成を中心に、開発開始時期を含め、どのような開発方針が最適か、あり得る選択肢の検討を始めました。



(令和6. 2. 13行一印)

国際知財司法シンポジウム2024の開催について

- 1 主催 最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネット
- 2 日程 令和6年10月23日（水）から同月25日（金）までの3日間
- 3 場所 弁護士会館講堂クレオ等
- 4 内容 欧米における知的財産紛争の解決に関する事項
- 5 参加者等
 - (1) 被招へい者 アメリカ、イギリス、欧州統一特許裁判所の裁判官、米国特許商標庁及び欧州特許庁の審判官
※ 来日困難な被招へい者については、オンラインで参加
 - (2) 傍聴人 国内外の法曹関係者、研究者、知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等
※ クレオでの傍聴のほか、インターネットを通じて同時配信を予定

事務総局会議（第5回）議事録	
日時	令和6年2月20日（火）午前10時00分～午前10時35分
場所等	ウェブ会議
出席者	堀田事務総長、長田総務局第一課長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 区分所有法制の見直しに関する要綱について 福田民事局長説明（資料第1）</p> <p>2 情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する要綱について 吉崎刑事局長説明（資料第2）</p> <p>3 家族法制の見直しに関する要綱について 馬渡家庭局長及び福田民事局長説明（資料第3）</p> <p>4 成年後見制度の見直しに関する法制審議会への諮問について 馬渡家庭局長説明（資料第4）</p> <p>5 遺言制度の見直しに関する法制審議会への諮問について 馬渡家庭局長説明（資料第5）</p>
結果	◎ 裁判官会議報告 1、2、3、4、5
秘書課長 板津正道	

区分所有法制の見直しに関する要綱

第1 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策.....	1
1 集会の決議の円滑化	1
(1) 所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する仕組み.....	1
(2) 出席者の多数決による決議を可能とする仕組み.....	2
(3) 専有部分の共有者による議決権行使者の指定.....	2
2 区分所有建物の管理に特化した財産管理制度.....	2
(1) 所有者不明専有部分管理制度	2
(2) 管理不全専有部分管理制度	4
(3) 管理不全共用部分管理制度	6
3 共用部分の変更決議及び復旧決議の多数決要件の緩和.....	7
(1) 共用部分の変更決議	7
(2) 復旧決議	7
4 管理に関する区分所有者の義務（区分所有者の責務）	8
5 専有部分の保存・管理の円滑化	8
(1) 他の区分所有者の専有部分の保存請求	8
(2) 専有部分の使用等を伴う共用部分の管理（配管の全面更新等）	8
(3) 管理組合法人による区分所有権等の取得	8
(4) 区分所有者が国外にいる場合における国内管理人の仕組み	8
6 共用部分等に係る請求権の行使の円滑化	9
7 管理に関する事務の合理化（規約の閲覧方法のデジタル化）	10
8 区分所有建物が全部滅失した場合における敷地等の管理の円滑化	10
第2 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策.....	11
1 建替え決議を円滑化するための仕組み	11
(1) 建替え決議の多数決要件の緩和	11
(2) 建替え決議がされた場合の賃貸借の終了等	12
2 多数決による区分所有建物の再生、区分所有関係の解消	13
(1) 建物・敷地の一括売却、建物取壟し等	13
(2) 建物の更新	15
第3 団地の管理・再生の円滑化を図る方策.....	16
1 団地内建物の建替えの円滑化	16
(1) 団地内建物の一括建替え決議の多数決要件の緩和	16
(2) 団地内建物の建替え承認決議の多数決要件の緩和	16

2 団地内建物・敷地の一括売却	16
3 団地内建物の全部又は一部が全部滅失した場合における団地の管理の円滑化	17
第4 被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策	19
1 被災した区分所有建物の再建等に関する多数決要件の緩和	19
(1) 大規模一部滅失	19
(2) 全部滅失	19
2 被災した団地内建物の再建等に関する多数決要件の緩和	20
(1) 団地内建物の全部又は一部が大規模一部滅失をした場合	20
(2) 全部又は一部の団地内建物が全部滅失した場合	20
3 団地内の区分所有建物の全部又は一部が大規模一部滅失をした場合の通知の特則	21
4 大規模一部滅失時等の決議可能期間の延長	21

第1 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策

1 集会の決議の円滑化

(1) 所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する仕組み

ア 集会の決議からの除外

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）における所在等不明区分所有者の集会の決議の母数からの除外に関し、次のような規律を設ける。

- ① 裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該区分所有者（以下「所在等不明区分所有者」という。）以外の区分所有者、管理者又は管理組合法人の請求により、所在等不明区分所有者及びその議決権を集会の決議から除外することができる旨の裁判（以下「所在等不明区分所有者の除外決定」という。）をすることができる。
- ② 所在等不明区分所有者以外の区分所有者は、①の規律により所在等不明区分所有者の除外決定を受けたときは、管理者又は理事に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

イ 集会の招集の通知

所在等不明区分所有者の除外決定を受けた区分所有者には、集会の招集の通知をすることを要しないものとする。

（注1）所在等不明区分所有者の除外決定の対象となる決議は、区分所有権等の処分を伴うものを含む全ての決議とする。

（注2）所在等不明区分所有者の除外決定は、所在等不明区分所有者及びその議決権につき、集会の招集の請求（区分所有法第34条第3項）、集会の招集（同条第5項）及び区分所有者全員の承諾又は合意に基づく書面又は電磁的方法による決議（同法第45条）の母数からも除外する効果を有するものとする。

（注3）①敷地共有者等集会（区分所有建物が全部滅失したときの集会。後記8）において、敷地共有者等を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合における当該敷地共有者等、②団地建物所有者集会（区分所有法第65条）において、団地建物所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合における当該団地建物所有者、③団地建物所有者等集会（団地内建物の全部又は一部が全部滅失したときの集会。後記第3・3）において、団地建物所有者等を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合における当該団地建物所有者等についても、同様に決議の母数から除外する規律を設ける。

（注4）所在等不明区分所有者の除外決定及びその取消しの手続については、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第85条第1項第1号、第2項、第5項及び第6項と同様の規律を設けた上で、⑦裁判所は、所在等不明区分所有者及びその所在が判明した場合には、利害関係人の申立てにより、所在等不明区分所有者の除外決定を取り消さなければならない、①⑦の取消しの裁判は、所在等不明区分所有者に告知しなければならない、⑦所在等不明区分所有者の除外決定及びその取消しの裁判に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができるものとする。

(2) 出席者の多数決による決議を可能とする仕組み

ア 集会の決議の成立

次に掲げる集会の議事は、基本的に現行法の多数決割合を維持しつつ(②及び③の多数決割合については後記3、⑦の多数決割合については後記5(3))、出席した区分所有者及びその議決権の多数で決するものとする。

- ① 普通決議
- ② 共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。以下同じ。）の決議
- ③ 復旧決議
- ④ 規約の設定・変更・廃止の決議
- ⑤ 管理組合法人の設立・解散の決議
- ⑥ 義務違反者に対する専有部分の使用禁止請求・区分所有権等の競売請求の決議及び専有部分の引渡し等の請求の決議
- ⑦ 管理組合法人による区分所有権等の取得の決議

(注) 本文にいう「出席した区分所有者」には、書面若しくは電磁的方法で、又は代理人によつて議決権を行使した区分所有者（区分所有法第39条第2項及び第3項）を含むものとする。

イ 定足数

ア①以外の決議については、法律上、原則的な集会の定足数を過半数とした上で、規約でこれを上回る割合を定めることを可能とするものとする。

ウ 集会の招集の通知

集会の招集の通知に関する区分所有法第35条第1項の規律を次の下線部のように改める。

集会の招集の通知は、会日より少なくとも一週間前に、会議の目的たる事項及びその議案の要領を示して、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸長することができる。

(3) 専有部分の共有者による議決権行使者の指定

議決権行使者の指定に関する区分所有法第40条の規律を次のように改める。

専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、各共有持分の価格に従い、その過半数をもって、議決権を行使すべき者一人を定めなければならない。

2 区分所有建物の管理に特化した財産管理制度

新たな財産管理制度として、次のような規律を設ける。

(1) 所有者不明専有部分管理制度

ア 所有者不明専有部分管理命令

① 裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分（専有部分が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知る

ことができず、又はその所在を知ることができない専有部分の共有持分）について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る専有部分又は共有持分を対象として、所有者不明専有部分管理人による管理を命ずる処分（以下「所有者不明専有部分管理命令」という。）をすることができる。

- ② 裁判所は、所有者不明専有部分管理命令をする場合には、当該所有者不明専有部分管理命令において、所有者不明専有部分管理人を選任しなければならない。
- ③ 所有者不明専有部分管理命令の効力は、共用部分、附属施設及び敷地利用権（所有権である場合を含み、当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者が有するものに限る。以下同じ。）並びに当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である専有部分）、共用部分、附属施設又は敷地にある動産（当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。

イ 所有者不明専有部分管理人の権限

- ① 所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分、所有者不明専有部分管理命令の効力が及ぶ共用部分、附属施設、敷地利用権及び動産並びにその管理、处分その他の事由により所有者不明専有部分管理人が得た財産（以下「所有者不明専有部分等」という。）の管理及び处分をする権利は、所有者不明専有部分管理人に専属する。
- ② 所有者不明専有部分管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意の第三者に対抗することはできない。

⑦ 保存行為

- ① 所有者不明専有部分等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為
- ③ 所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合には、所有者不明専有部分等に関する訴えについては、所有者不明専有部分管理人を原告又は被告とする。

ウ 所有者不明専有部分管理人の義務

- ① 所有者不明専有部分管理人は、所有者不明専有部分等の所有者等（所有者不明専有部分等の所有者及び共有持分を有する者並びに所有者不明専有部分管理命令の効力が及ぶ敷地利用権を有する者及び共有持分を有する者をいう。以下同じ。）のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を使用しなければならない。

- ② 数人の者の共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられたときは、所有者不明専有部分管理人は、当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限行使しなければならない。

エ 所有者不明専有部分管理人の解任及び辞任

- ① 所有者不明専有部分管理人がその任務に違反して所有者不明専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明専有部分管理人を解任することができる。
- ② 所有者不明専有部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

オ 所有者不明専有部分管理人の報酬等

- ① 所有者不明専有部分管理人は、所有者不明専有部分等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。
- ② 所有者不明専有部分管理人による所有者不明専有部分等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明専有部分等の所有者等の負担とする。

(注) 所有者不明専有部分管理命令の発令手続、公示方法、所有者不明専有部分管理人による供託、所有者不明専有部分管理命令の取消手続等については、非訟事件手続法第90条第1項及び同条第16項において準用する同条第2項から第15項までと同様の規律を設ける。

(2) 管理不全専有部分管理制度

ア 管理不全専有部分管理命令

- ① 裁判所は、区分所有者による専有部分の管理が不適当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該専有部分を対象として、管理不全専有部分管理人による管理を命ずる処分（以下「管理不全専有部分管理命令」という。）をすることができる。
- ② 裁判所は、管理不全専有部分管理命令をする場合には、当該管理不全専有部分管理命令において、管理不全専有部分管理人を選任しなければならない。
- ③ 管理不全専有部分管理命令の効力は、共用部分、附属施設及び敷地利用権（所有権である場合を含み、当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又はその共有持分を有する者が有するものに限る。以下同じ。）並びに当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分、共用部分、附属施設又は敷地にある動産（当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。

イ 管理不全専有部分管理人の権限

- ① 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有

部分、管理不全専有部分管理命令の効力が及ぶ共用部分、附属施設、敷地利用権及び動産並びにその管理、処分その他の事由により管理不全専有部分管理人が得た財産（以下「管理不全専有部分等」という。）の管理及び処分をする権限を有する。

- ② 管理不全専有部分管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。

⑦ 保存行為

- ⑧ 管理不全専有部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

- ③ 管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の処分についての②の許可をするには、その区分所有者の同意がなければならない。

（注1）管理不全専有部分の管理処分権は管理不全専有部分管理人に専属させず、管理不全専有部分に関する訴えにおいても、管理不全専有部分管理人を原告又は被告としないものとする。

（注2）管理不全専有部分管理人は、集会の決議において、議決権行使することはできないものとする。

ウ 管理不全専有部分管理人の義務

- ① 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分等の所有者等（管理不全専有部分等の所有者及び管理不全専有部分管理命令の効力が及ぶ敷地利用権を有する者をいう。以下同じ。）のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を使用しなければならない。

- ② 管理不全専有部分等が数人の共有に属する場合には、管理不全専有部分管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を使用しなければならない。

エ 管理不全専有部分管理人の解任及び辞任

- ① 管理不全専有部分管理人がその任務に違反して管理不全専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全専有部分管理人を解任することができる。

- ② 管理不全専有部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

オ 管理不全専有部分管理人の報酬等

- ① 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

- ② 管理不全専有部分管理人による管理不全専有部分等の管理に必要な費用及び報酬は、当該管理不全専有部分等の所有者等の負担とする。

（注）管理不全専有部分管理命令の発令手続（陳述聴取を含む。）、管理不全専有部分管理人

による供託、管理不全専有部分管理命令の取消手続等については、非訟事件手続法第91条第1項及び同条第10項において準用する同条第2項から第9項までと同様の規律を設ける。

(3) 管理不全共用部分管理制度

ア 管理不全共用部分管理命令

- ① 裁判所は、区分所有者による共用部分の管理が不適当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該共用部分を対象として、管理不全共用部分管理人による管理を命ずる処分（以下「管理不全共用部分管理命令」という。）をすることができる。
- ② 裁判所は、管理不全共用部分管理命令をする場合には、当該管理不全共用部分管理命令において、管理不全共用部分管理人を選任しなければならない。
- ③ 管理不全共用部分管理命令の効力は、当該管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分にある動産（当該管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。

イ 管理不全共用部分管理人の権限

- ① 管理不全共用部分管理人は、管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分及び管理不全共用部分管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により管理不全共用部分管理人が得た財産（以下「管理不全共用部分等」という。）の管理及び処分をする権限を有する。
- ② 管理不全共用部分管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。
 - ⑦ 保存行為
 - ⑧ 管理不全共用部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為
- ③ 管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分の処分についての②の許可をするには、全区分所有者（一部共用部分を対象とするときには当該部分の区分所有者）の同意がなければならない。

（注）管理不全共用部分の管理処分権は管理不全共用部分管理人に専属させず、管理不全共用部分に関する訴えにおいても、管理不全共用部分管理人を原告又は被告としないものとする。

ウ 管理不全共用部分管理人の義務

- ① 管理不全共用部分管理人は、管理不全共用部分等の所有者のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならない。
- ② 管理不全共用部分等が数人の共有に属する場合には、管理不全共用部分管理

人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

エ 管理不全共用部分管理人の解任及び辞任

- ① 管理不全共用部分管理人がその任務に違反して管理不全共用部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全共用部分管理人を解任することができる。
- ② 管理不全共用部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

オ 管理不全共用部分管理人の報酬等

- ① 管理不全共用部分管理人は、管理不全共用部分等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。
 - ② 管理不全共用部分管理人による管理不全共用部分等の管理に必要な費用及び報酬は、当該管理不全共用部分等の所有者の負担とし、当該管理不全共用部分等が数人の共有に属するときは、その共有持分を有する者が連帯して負担する。
- (注) 管理不全共用部分管理命令の発令手続（陳述聴取を含む。）、管理不全共用部分管理人による供託、管理不全共用部分管理命令の取消手続等については、非訟事件手続法第91条第1項及び同条第10項において準用する同条第2項から第9項までと同様の規律を設ける。

3 共用部分の変更決議及び復旧決議の多数決要件の緩和

(1) 共用部分の変更決議

共用部分の変更に関する区分所有法第17条第1項の規律を次のように改める。

ア 基本的な多数決割合を現行法どおり4分の3以上とした上で、次に掲げる共用部分の変更については、多数決割合を出席した区分所有者及びその議決権の各3分の2以上とする。

- ① 共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、その瑕疵の除去に関して必要となる共用部分の変更
- ② 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるために必要となる共用部分の変更

イ 多数決割合を、出席した区分所有者の頭数だけでなくその議決権についても、規約で過半数まで減ずることができる。

(注) ア①にいう「他人」には、区分所有者も含まれることを前提としている。

(2) 復旧決議

復旧決議に関する区分所有法第61条第5項の規律を次のように改める。

復旧決議は、出席した区分所有者及び議決権の各3分の2以上の多数で決する。

4 管理に関する区分所有者の義務（区分所有者の責務）

区分所有建物の管理に関する区分所有者の責務に関し、次のような規律を設ける。

区分所有者は、区分所有者の団体の構成員として、建物並びにその敷地及び附属施設の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

5 専有部分の保存・管理の円滑化

(1) 他の区分所有者の専有部分の保存請求

区分所有法第6条第2項前段の規律を次の下線部のように改める。

区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用又は保存を請求することができる。

(2) 専有部分の使用等を伴う共用部分の管理（配管の全面更新等）

専有部分の使用等を伴う共用部分の管理に関し、次のような規律を設ける。

① 共用部分の管理に伴い必要となる専有部分の保存行為又はその性質を変えない範囲内においてその利用若しくは改良を目的とする行為は、規約に特別の定めがあるときは、集会の決議で決ることができる。

② 共用部分の変更に伴い必要となる専有部分の保存行為又はその性質を変えない範囲内においてその利用若しくは改良を目的とする行為は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分の変更の決議と同様の多数決（前記3）で、集会の決議で決ることができる。

③ ①及び②の決議においては、専有部分の利用状況及び区分所有者が支払った対価その他の事情を考慮して、区分所有者間の利害の衡平が図られるようにしなければならない。

(3) 管理組合法人による区分所有権等の取得

管理組合法人による区分所有権等の取得に関し、次のような規律を設ける。

管理組合法人は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために必要な場合には、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で、当該建物の区分所有権又は区分所有者が当該建物及び当該建物が所在する土地と一緒にとして管理又は使用をすべき土地を取得することができる。

（注1）本文の規律により管理組合法人が区分所有権を取得した場合には、議決権を有しないものとし、いわゆる頭数要件の母数からも除外するものとする。

（注2）団地管理組合法人は、団地内の土地、附属施設及び区分所有建物の管理を行うために必要な場合には、建物若しくは区分所有権又は土地若しくは附属施設と一緒にとして管理若しくは使用すべき土地を取得することができるものとする。

(4) 区分所有者が国外にいる場合における国内管理人の仕組み

区分所有者が国外にいる場合における国内管理人に関し、次のような規律を設け

る。

- ① 区分所有者は、国内に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有せず、又は有しないこととなる場合には、その専有部分及び共用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者のうちから管理人（以下「国内管理人」という。）を選任することができる。
- ② 国内管理人は、次に掲げる行為をする権限を有する。
 - ⑦ 保存行為
 - ⑧ 専有部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為
 - ⑨ 集会の招集の通知の受領
 - ⑩ 集会における議決権の行使
 - ⑪ 共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対して負う債務又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して負う債務の弁済
- ③ 区分所有者は、国内管理人を選任したときは、遅滞なく、管理者又は管理組合法人にその旨並びに国内管理人の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。
- ④ 区分所有者と国内管理人との関係は、②に定めるもののほか、民法の委任に関する規定に従う。

（注1）規約において、国内管理人の選任を義務付けることもできることを前提としている。

（注2）専有部分が数人の共有に属する場合には、共有者全員が国内に住所等を有せず、又は有しないことになるときに、国内管理人を選任する仕組みとする。

6 共用部分等に係る請求権の行使の円滑化

区分所有建物の共用部分等に係る請求権等の行使に関する区分所有法第26条第2項、第4項及び第5項につき、次のような規律を設ける。

- ① 管理者は、区分所有法第18条第4項（第21条において準用する場合を含む。）の規定による損害保険契約に基づく保険金並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金（以下「保険金等」という。）の請求及び受領について、保険金等の請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であった者（以下「旧区分所有者」という。）に限る。以下同じ。）を代理する。
- ② 管理者は、規約又は集会の決議により、①に規律する事項に関し、保険金等の請求権を有する者のために、原告又は被告となることができる。
- ③ ①及び②の規律は、管理者に対して書面又は電磁的方法により別段の意思表示をした旧区分所有者には適用しない。

④ 管理者は、②の規約により原告又は被告となったときは、遅滞なく、保険金等の請求権を有する者にその旨を通知しなければならない。管理者が②の集会の決議により原告又は被告となった場合において、保険金等の請求権を有する者が旧区分所有者であるときも、同様とする。

⑤ ④前段の場合において、保険金等の請求権を有する者が区分所有者であるときは、区分所有法第35条第2項から第4項までの規定を準用する。

(注) 管理組合法人に関する区分所有法第47条においても、本文の「管理者」を「管理組合法人」として、同様の規律を設ける。

7 管理に関する事務の合理化（規約の閲覧方法のデジタル化）

規約の閲覧に関する区分所有法第33条につき、次のような規律を設ける。

利害関係人から規約の閲覧請求があった場合において、規約が電磁的記録で作成されているときは、区分所有法第33条第1項の規定により規約を保管する者は、規約の閲覧に代えて、法務省令で定めるところにより、閲覧請求をした利害関係人の承諾を得て、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該規約を保管する者は、規約の閲覧をさせたものとみなす。

8 区分所有建物が全部滅失した場合における敷地等の管理の円滑化

区分所有建物が全部滅失した場合の敷地等の管理に関し、次のような規律を設ける。

(1) 区分所有建物が全部滅失した場合（取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊された場合を含む。）において、その建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったとき又はその建物の附属施設が数人で共有されているときは、その権利を有する者は、区分所有建物が全部滅失した時から起算して5年が経過するまでの間は、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。

(2) (1)の集会においては、敷地や附属施設に変更を加える行為（区分所有法第17条第1項、第21条）や管理に関する行為（区分所有法第18条、第21条）、規約の設定、変更又は廃止（区分所有法第31条第1項）を行うことができる。

(3) (1)の集会においては、現行の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号。以下「被災区分所有法」という。）第3条第2項及び第3項と同様に、通知の特則に関する規律を設ける。

(4) (1)の集会においては、後記第2・2(1)の再建決議及び敷地売却決議をすることができる。

(注1) 本文の規律により開催される集会についても、所在等不明敷地共有者等を決議の母数から除外する仕組みや出席者の多数決による決議を可能とする仕組みの対象とする。ただし、再建決議及び敷地売却決議については、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みの対象とはしない。

(注2) 敷地共有者等集会における議決権の割合は、敷地に関する決議（再建決議及び敷地売却決

議を含む。) については、敷地の（準）共有持分の割合によるものとし、附属施設については、当該附属施設に係る（準）共有持分の割合によるものとする。

(注3) 再建決議及び敷地売却決議の決議事項や集会の招集手続等については、現行の被災区分所有法と同様とする。また、再建決議及び敷地売却決議についても、決議がされた行為に参加しない敷地共有者等の敷地利用権は、充渡し請求によって、当該行為に参加する敷地共有者等に集約させるものとし、その手続は、建替え決議と同様とする。

(注4) 区分所有建物が全部滅失した時から1か月を経過する日の翌日以後区分所有建物が全部滅失した日から起算して5年を経過する日までの間（区分所有建物が取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊された場合には、区分所有建物が取り壊された日から起算して5年を経過する日までの間）は、法律上、敷地共有持分等に係る土地又はこれに関する権利の共有物分割請求をすることができないものとする。ただし、5分の1を超える議決権を有する敷地共有者等が分割の請求をする場合その他再建決議、敷地売却決議、一括建替え等決議（後記第3・3(3)イ）、一括敷地売却決議（後記第3・3(3)オ）をすることができないと認められる顯著な事由がある場合は、この限りでないものとする。

第2 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

1 建替え決議を円滑化するための仕組み

(1) 建替え決議の多数決要件の緩和

区分所有法第62条第1項の規律を次のように改める。

ア 基本的な多数決割合を現行法どおり区分所有者及び議決権の各5分の4以上とする。

イ 区分所有建物に以下のいずれかの事由（以下「客観的な緩和事由」という。）が認められる場合には、多数決割合を区分所有者及び議決権の各4分の3以上とする。

- ① 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等で定める基準に適合していないこと
- ② 火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していないこと
- ③ 外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当すること
- ④ 給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当すること
- ⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第

91号) 第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していないこと

(2) 建替え決議がされた場合の賃貸借の終了等

ア 建替え決議がされた場合の賃貸借等の終了

建替え決議がされた場合の専有部分の賃貸借等の終了に関し、次のような規律を設ける。

(7) 賃貸借の終了請求

① 建替え決議があったときは、建替え決議に賛成した各区分所有者、建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者（これらの者の承継人を含む。）若しくはこれらの者の全員の合意により賃貸借の終了を請求することできる者として指定された者又は賃貸されている専有部分の区分所有者は、専有部分の賃借人に対し、賃貸借の終了を請求することができる。

② ①の請求がされたときは、当該専有部分の賃貸借は、その請求があった日から6か月を経過することによって終了する。

③ ①の請求がされたときは、賃貸されている専有部分の区分所有者は、専有部分の賃借人（転借人を含む。⑤において同じ。）に対し、賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金を支払わなければならない。

④ ①の請求をした者（賃貸されている専有部分の区分所有者を除く。）は、賃貸されている専有部分の区分所有者と連帯して③の債務を弁済する責任を負う。

⑤ 専有部分の賃借人は、①②の規律により専有部分の賃貸借が終了したときであっても、③④の規律による補償金の提供を受けるまでは、専有部分の明渡しを拒むことができる。

（注）③の「賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金」は、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）における借家人等が受ける補償（いわゆる通損補償）と同水準とすることを想定しているが、公共用地の取得の場合との異同を踏まえた上で、適切な額が算定されることになると考えられる。

(1) 使用貸借の終了請求

専有部分が期間又は使用及び収益の目的の定めのある使用貸借の目的物とされている場合について、補償金の支払に関するものを除き、上記(7)（賃貸借の終了請求）と同様の規律（使用貸借の終了請求）を設ける。

イ 建替え決議がされた場合の配偶者居住権の消滅

専有部分に配偶者居住権が設定されている場合について、賃貸借の終了請求（上記ア(7)）と同様の規律（配偶者居住権の消滅請求。上記ア(7)の注記を含む。）

を設ける。

2 多数決による区分所有建物の再生、区分所有関係の解消

(1) 建物・敷地の一括売却、建物取壊し等

区分所有関係の解消及び区分所有建物の再生のための新たな制度として、次のような規律を設ける。

ア 建物敷地売却制度

- ① 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の一定の多数決により、区分所有建物及びその敷地（これに関する権利を含む。）を売却する旨の決議（以下「建物敷地売却決議」という。）をすることができる。
- ② 建物敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。
 - ⑦ 売却の相手方となるべき者の氏名又は名称
 - ⑧ 売却による代金の見込額
 - ⑨ 売却によって各区分所有者が取得することができる金銭の額の算定方法に関する事項
- ③ ②⑨の事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

イ 建物取壊し敷地売却制度

- ① 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の一定の多数決により、区分所有建物を取り壊し、かつ、これに係る建物の敷地（これに関する権利を含む。②において同じ。）を売却する旨の決議（以下「建物取壊し敷地売却決議」という。）をすることができる。
- ② 建物取壊し敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。
 - ⑦ 区分所有建物の取壊しに要する費用の概算額
 - ⑧ ⑦に規定する費用の分担に関する事項
 - ⑨ 建物の敷地の売却の相手方となるべき者の氏名又は名称
 - ⑩ 建物の敷地の売却による代金の見込額
 - ⑪ 売却によって各区分所有者が取得することができる金銭の額の算定方法に関する事項
- ③ ②①及び⑪の事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

ウ 取壊し制度

- ① 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、集会において、区分所有者及び議決権の一定の多数決により、当該区分所有建物を取り壊す旨の決議（以下「取壊し決議」という。）をすることができる。

② 取壊し決議においては、次の事項を定めなければならない。

⑦ 区分所有建物の取壊しに要する費用の概算額

① ⑦に規定する費用の分担に関する事項

③ ②①の事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

エ 再建制度

区分所有建物が全部滅失した場合（建替え決議に基づき取り壊された場合を除き、取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊された場合を含む。才において同じ。）において、その区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったときは、敷地共有者等集会において、その権利（以下「敷地共有持分等」という。）を有する者（以下「敷地共有者等」という。）の議決権の5分の4以上の多数で、滅失した区分所有建物に係る建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に建物を建築する旨の決議（以下「再建決議」という。）をすることができる。

オ 敷地売却制度

区分所有建物が全部滅失した場合において、その区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったときは、敷地共有者等集会において、敷地共有者等の議決権の5分の4以上の多数で、敷地共有持分等に係る土地（これに関する権利を含む。）を売却する旨の決議（以下「敷地売却決議」という。）をすることができる。

カ アからオまでの手続

(ア) 集会の招集の通知

① アからオまでの決議事項を会議の目的とする集会を招集するときは、区分所有法第35条第1項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会日より少なくとも2か月前に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸長することができる。

② アからオまでの決議事項を会議の目的とする集会を招集する場合において、区分所有法第35条第1項の通知をするときは、議案の要領のほか、当該行為を必要とする理由（並びにアからウまでの各制度においては、当該行為をしないとした場合における当該建物の効用の維持又は回復（建物が通常有すべき効用の確保を含む。）をするのに要する費用の額及びその内訳、建物の修繕に関する計画が定められている場合には当該計画の内容及び建物につき修繕積立金として積み立てられている金額）をも通知しなければならない。

(イ) 説明会の開催

アからオまでの決議事項を会議の目的とする集会を招集した者は、当該集会の会日よりも少なくとも1か月前までに、当該招集の際に通知すべき事項につ

いて区分所有者又は敷地共有者等に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

(注1) アからオまでのいずれについても、決議要件は、建替え決議と同様とする（ただし、エ及びオについては客観的な緩和事由による多数決割合の引下げの規律は適用されない。）。

(注2) アからオまでのいずれについても、決議がされた行為に参加しない区分所有者の区分所有権及び敷地利用権又は敷地共有者等の敷地共有持分等は、売渡し請求によって、当該行為に参加する区分所有者又は敷地共有者等に集約させるものとし、その手続は、建替え決議と同様とする（アからウまでについては、裁判による建物の明渡し猶予に関する規律を含む。）。

(注3) アからウまでについては、建替え決議がされた場合の賃借権等を消滅させる仕組みと同様の仕組みを設ける。

(2) 建物の更新

建物の更新（建物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復（通常有すべき効用の確保を含む。）のために共用部分の形状の変更をし、かつ、これに伴い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更をすることをいう。以下同じ。）に関し、次のような規律を設ける。

ア 集会においては、建替え決議と同様の多数決（前記1(1)）で、建物の更新をする旨の決議（以下「建物更新決議」という。）をすることができる。

イ 建物更新決議においては、次の事項を定めなければならない。

- ① 建物の更新がされた後の建物の設計の概要
- ② 建物の更新に要する費用の概算額
- ③ ②の費用の分担に関する事項
- ④ 建物の更新がされた後の建物の区分所有権の帰属に関する事項

ウ イ③④の事項は、各区分所有者の衝突を害しないように定めなければならない。

エ 集会の招集

- ① 建物更新決議を会議の目的とする集会を招集するときは、区分所有法第35条第1項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会日より少なくとも2か月前に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸長することができる。
- ② 建物更新決議を会議の目的とする集会を招集する場合において、区分所有法第35条第1項の通知をするときは、議案の要領のほか、建物の更新を必要とする理由、建物の更新をしないとした場合における当該建物の効用の維持又は回復（建物が通常有すべき効用の確保を含む。）をするのに要する費用の額及びその内訳、建物の修繕に関する計画が定められている場合には当該計画の内容及び建物につき修繕積立金として積み立てられている金額をも通知しなければならない。

オ 説明会の開催

建物更新決議を会議の目的とする集会を招集した者は、当該集会の会日よりも少なくとも1か月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

(注1) 建物の更新に参加しない区分所有者の区分所有権及び敷地利用権は、売渡し請求によって、これに参加する区分所有者に集約させるものとし、その手続は、建替え決議と同様とする(裁判による建物の明渡し猶予に関する規律を含む。)。

(注2) 建替え決議がされた場合の賃借権等を消滅させる仕組みと同様の仕組みを設ける。

第3 団地の管理・再生の円滑化を図る方策

1 団地内建物の建替えの円滑化

(1) 団地内建物の一括建替え決議の多数決要件の緩和

団地内建物の一括建替え決議に関する区分所有法第70条の規律を次のように改める。

ア 全体要件

(7) 基本的な多数決割合を現行法どおり団地内建物の区分所有者及び議決権の各5分の4以上とする。

(1) 全ての団地内建物に客観的な緩和事由が認められる場合には、多数決割合を団地内建物の区分所有者及び議決権の各4分の3以上とする。

イ 各棟要件

区分所有者及び議決権の各3分の2以上の賛成がある場合に限り一括建替え決議をすることができるという現行法の各棟要件の枠組みを改め、各棟につき区分所有者又は議決権の各3分の1を超える反対がない限り、一括建替え決議をすることができるものとする。

(2) 団地内建物の建替え承認決議の多数決要件の緩和

団地内建物のうちの特定建物の建替え承認決議に関する区分所有法第69条第1項の規律を次のように改める。

ア 基本的な多数決割合を現行法どおり議決権の4分の3以上としつつ、特定建物に客観的な緩和事由が認められる場合には、多数決割合を議決権の3分の2以上とする。

イ 上記アの決議を出席者の多数決による決議を可能とする仕組みの対象とする。

2 団地内建物・敷地の一括売却

団地内建物・敷地の一括売却に關し、次のような規律を設ける。

団地内建物の全部が区分所有建物であり、当該団地内建物について団地管理規約が定められており、かつ、それらの所在する土地が当該団地内建物の団地建物所有者の

共有に属する場合には、当該団地内建物の区分所有者で構成される団地建物所有者の団体又は団地管理組合法人の集会において、団地内建物の一括建替え決議と同様の多数決（全体要件及び各棟要件。前記1(1)）で、当該団地内建物及びその敷地利用権を一括して売却する旨の決議（以下「団地内建物敷地売却決議」という。）をすることができる。

（注）決議事項や手続については、一棟単位でする建物敷地売却決議と同様とする。

3 団地内建物の全部又は一部が全部滅失した場合における団地の管理の円滑化

団地内建物の全部又は一部が全部滅失した場合における団地内建物等の管理に関し、次のような規律を設ける。

- (1) 団地内建物の一棟以上が区分所有建物であり、かつ、団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が団地内建物の所有者（区分所有建物にあっては、区分所有者）の共有に属する場合において、団地内建物の全部又は一部が全部滅失したとき（区分所有建物にあっては、取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたときを含む。）は、当該建物が滅失した時から起算して5年が経過する日までの間は、滅失した建物の所有者であった者も含めて集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。
- (2) (1)の集会においては、敷地や附属施設に変更を加える行為（区分所有法第17条第1項、第21条）や管理に関する行為（区分所有法第18条、第21条）、規約の設定、変更又は廃止（区分所有法第31条第1項）を行うことができる。
- (3) (1)の集会においては、(2)に掲げる決議に加えて、以下の決議をすることができる。

ア 再建承認決議

団地内建物の一棟以上が滅失した場合において、当該滅失した団地内建物が所在していた土地が団地内建物の所有者、敷地共有者等及び区分所有建物以外の建物であって滅失したものの所有に係る建物の敷地に関する権利を有する者（以下「団地建物所有者等」という。）の共有に属しているときは、議決権の4分の3以上の多数により、滅失した建物の再建を承認することができる。

イ 建替え承認決議

団地内建物の一棟以上が滅失した場合において、特定建物が所在する土地が団地建物所有者等の共有に属しているときは、議決権の4分の3（特定建物に客観的な緩和事由が認められる場合には、3分の2）以上の多数により、当該特定建物の建替えを承認することができる。

ウ 建替え再建承認決議

団地内建物の一棟以上が滅失した場合において、当該滅失した団地内建物及び特定建物が所在する土地が団地建物所有者等の共有に属しているときは、議決権

の4分の3以上の多数により、当該滅失した建物の再建及び滅失していない建物の建替えを承認することができる。

エ 一括建替え等決議

区分所有法第70条第1項本文に規定する場合において、団地内の全部又は一部の建物が全部滅失したときは、団地建物所有者等及び議決権の各5分の4以上の多数で（全体要件）、滅失した全ての建物の再建及び滅失していない全ての建物の建替えを行うことができる。

ただし、各団地内建物ごとに、次に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める者がその一括建替え等決議に反対した場合は、この限りでない（各棟要件）。

（ア）当該団地内建物が滅失した建物である場合

当該団地内建物の敷地共有持分等の3分の1を超える議決権を有する者

（イ）（ア）に掲げる場合以外の場合

区分所有者の3分の1を超える者又は議決権の合計の3分の1を超える議決権を有する者

オ 一括敷地売却決議

区分所有法第70条第1項本文に規定する場合において、団地内の全部の建物が全部滅失したときは、団地建物所有者等及び議決権の各5分の4以上の多数で、当該団地内建物の敷地等又はこれに関する権利につき、一括して、その全部を売却することができる。

ただし、各団地内建物ごとに、当該団地内建物の敷地共有持分等の3分の1以上の議決権を有する者が一括敷地売却決議に反対した場合は、この限りでない。

（4）（1）の集会においては、現行の被災区分所有法第14条第2項及び第3項と同様に、通知の特則に関する規律を設ける。

（注1）敷地共有者等集会と同様に、（1）の集会についても、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みの対象とする。ただし、一括建替え等決議及び一括敷地売却決議については、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みの対象とはしない。

（注2）（1）の集会における議決権の割合は、敷地に関する決議については、敷地の（準）共有持分の割合によるものとし、附属施設については、当該附属施設に係る（準）共有持分の割合によるものとする。

（注3）再建承認決議、建替え承認決議、建替え再建承認決議及び一括建替え等決議の決議事項や集会の招集手続については、現行の被災区分所有法と同様とする。一括建替え等決議についても、一括建替え等に参加しない団地建物所有者等の敷地利用権は、売渡し請求によって、一括建替え等に参加する団地建物所有者等に集約させるものとし、その手続は建替え決議と同様とする。なお、一括敷地売却決議の手続については、一括建替え等決議と同様とする。

（注4）団地建物所有者等集会において定める規約では、区分所有法第68条と同様に、当該団地内的一部の建物の所有者（専有部分のある建物にあっては、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地又は附属施設（専有部分のある建物以外の建物の所有者のみの共有に属するも

のを除く。) 及び当該団地内の専有部分のある建物を、団地建物所有者等集会の管理対象とする旨を定めることができるものとする。

第4 被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

被災区分所有法第2条に基づく政令により指定された災害によって被害を受けた建物の再生に関する規律を、次のように改める。

1 被災した区分所有建物の再建等に関する多数決要件の緩和

(1) 大規模一部滅失

政令で定める災害により大規模一部滅失をした区分所有建物の建替え等の多数決要件に関し、次のような規律を設ける。

ア 建替え決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、区分所有者集会において、区分所有者及び議決権の各3分の2以上の多数で、建替え決議をすることができる。

イ 建物更新決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、区分所有者集会において、区分所有者及び議決権の各3分の2以上の多数で、建物更新決議をすることができる。

ウ 建物敷地売却決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合において、当該区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各3分の2以上の多数で、建物敷地売却決議をすることができる。

エ 建物取壟し敷地売却決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合において、当該区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各3分の2以上の多数で、建物取壟し敷地売却決議をすることができる。

オ 取壟し決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、区分所有者集会において、区分所有者及び議決権の各3分の2以上の多数で、取壟し決議をすることができる。

(2) 全部滅失

政令で定める災害により全部滅失した区分所有建物の再建等の多数決要件に関し、次のような規律を設ける。

ア 再建決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により区分所有建物が全部滅失した場合には、敷地共有者等集会において、敷地共有者等の議決権の3分の2以上の多数で、再建決議をすることができる。

イ 敷地売却決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により区分所有建物が全部滅失した場合には、敷地共有者等集会において、敷地共有者等の議決権の3分の2以上の多数で、敷地売却決議をすることができる。

2 被災した団地内建物の再建等に関する多数決要件の緩和

(1) 団地内建物の全部又は一部が大規模一部滅失をした場合

ア 一括建替え決議及び団地内建物敷地売却決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、一括建替え決議及び団地内建物敷地売却決議における全体要件を、団地内建物の区分所有者及び議決権の各3分の2以上に引き下げる。

イ 建替え承認決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により特定建物が大規模一部滅失をした場合には、当該特定建物に係る建替え承認決議については、出席した団地建物所有者等の議決権の3分の2以上の多数により決ることができる。

(2) 全部又は一部の団地内建物が全部滅失した場合

ア 再建承認決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により団地内建物が全部滅失した場合には、団地建物所有者等集会において、出席した団地建物所有者等の議決権の3分の2以上の多数で、再建承認決議をすることができる。

イ 建替え承認決議に関する要件の緩和

団地内建物が全部滅失した場合において、政令で定める災害により団地内建物が大規模一部滅失をしたときは、団地建物所有者等集会において、出席した団地建物所有者等の議決権の3分の2以上の多数で、建替え承認決議をすることができる。

ウ 建替え再建承認決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により団地内建物が全部滅失した場合において、政令で定める災害により他の団地内建物が大規模一部滅失をしたときは、団地建物所有者等集会において、出席した団地建物所有者等の議決権の3分の2以上の多数で、当該全部滅失した建物の再建及び大規模一部滅失をした建物の建替えの承認決議をすることができる。

エ 一括建替え等決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が全部滅失し、又は大規

一部滅失した場合には、一括建替え等決議における全体要件を、団地建物所有者等及び議決権の各3分の2以上に引き下げる。ただし、各団地内建物ごとに、次に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める者がその一括建替え等決議に反対した場合は、一括建替え等をすることができない（各棟要件）。

(ア) 当該団地内建物が滅失した建物である場合

当該団地内建物の敷地共有持分等の3分の1を超える議決権を有する者

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合

区分所有者の3分の1を超える者又は議決権の合計の3分の1を超える議決権を有する者

才 一括敷地売却決議に関する要件の緩和

政令で定める災害により、団地内の全部の区分所有建物が全部滅失した場合には、一括敷地売却決議における全体要件を、団地建物所有者等及び議決権の各3分の2以上に引き下げる。

ただし、各団地内建物ごとに、当該団地内建物の敷地共有持分等の3分の1を超える議決権を有する者がその一括敷地売却決議に反対した場合には、一括敷地売却をすることができない。

3 団地内の区分所有建物の全部又は一部が大規模一部滅失をした場合の通知の特則

団地内建物の全部又は一部が大規模一部滅失をした場合には、現行の被災区分所有法第14条第2項及び第3項と同様に、通知の特則に関する規律を設けるものとする。

4 大規模一部滅失時等の決議可能期間の延長

政令で指定する災害により区分所有建物等が全部滅失し、又は大規模一部滅失をした場合の決議可能期間の規律を次のように改める。

(1) 政令で定める災害により区分所有建物や団地内建物が全部滅失又は大規模一部滅失をした場合における前記1の各決議は、その政令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間、行うことができる。

(2) 災害を指定する政令の施行後、1度に限り、決議可能期間を延長する旨の政令を定めるなどの方法により、決議可能期間を3年延長することができる。

要綱 (骨子)

目次

・ 第 1－1 訴訟に関する書類の電子化	1
・ 第 1－2 電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備	6
・ 第 1－3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設	11
・ 第 1－4 電磁的記録である証拠の開示等	14
・ 第 2－1 刑事施設等との間における映像と音声の送受信による勾留質問・弁解録取の手続を行うための規定の創設	17
・ 第 2－2 映像と音声の送受信による裁判所の手続への出席・出頭を可能とする制度の創設	18
・ 第 2－3 証人尋問等を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充	21
・ 第 3－1 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を处罚するための罰則の創設	23
・ 第 3－2 電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設	25
・ 第 3－3 新たな犯罪収益の没収の裁判の執行及び没収保全等の手続の導入	26
・ 第 3－4 通信傍受の対象犯罪の追加	28

第1－1 訴訟に関する書類の電子化

1 電磁的記録による公判調書の作成等

- (1) 公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって作成し、裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならないものとすること。
- (2) 公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって作成し、ファイルに記録しなければならないものとすること。

2 電磁的記録である訴訟に関する書類等の閲覧・謄写

- (1) 終結前の事件の電磁的記録である訴訟に関する書類等の閲覧・謄写

ア 弁護人による裁判所における閲覧・謄写

(ア) 刑事訴訟法第40条第1項の訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同項の規定による閲覧は、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録に係る同項の規定による謄写は、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとすること。

(イ) (ア)による電磁的記録を複写する方法及びその内容を表示し又は再生したものを電磁的記録として記録する方法による謄写については、裁判長の許可を受けなければならないものとすること。

イ 弁護人による電磁的方法による閲覧・謄写

刑事訴訟法第40条第1項の訴訟に関する書類又は証拠物がファイルに記録されたものであるときは、弁護人は、同項の規定によるほか、公訴の提起後は、裁判長の許可を受けて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて裁判所の規則で定めるものにより、これを閲覧し、又は謄写することができるものとすること。

ウ 電磁的記録である裁判書等の内容を証明したものの提供

被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、電磁的記録をもって作成された裁判書若しくは裁判を記録した調書に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつてその内容が当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項と同一であることの証明

がされたものの交付又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であってその内容が当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものの提供を請求することができるものとすること。

エ 被告人による公判調書の閲覧

被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、その内容を表示したものを見ること、又はその内容を再生したものを視聴することができるものとし、被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の内容の朗読を求めることができるものとすること。

(2) 終結後の事件の電磁的記録である訴訟記録の閲覧

刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同項の規定による閲覧は、当該電磁的記録の内容を表示したものを見ること、又はその内容を再生したものを見ること。

3 申立て等及びその記録の電子化

(1) 電子情報処理組織を使用する方法等による申立て等

ア 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対する申述（以下「申立て等」という。）であって、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ウにおいて同じ。）を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録し、又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができるものとすること。

イ アの方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするものとして規定したこの法律の規定に規定する書面をもつてされたものとみなして、この法律その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用するものとすること。

ウ アの電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に当該裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したものとみなすこと。

エ 檢察官及び弁護士である弁護人は、申立て等（口頭であるものを

除く。)をすることは、アの方法により、これをしなければならないものとし、ただし、令状の請求並びに略式命令の請求及びこれと同時に公訴の提起その他裁判所の規則で定めるものについては、この限りでないものとすること。

オ エは、検察官又は弁護士である弁護人が、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、アの方法により申立て等をすることができない場合には、適用しないものとすること。

(2) 書面等による申立て等のファイルへの記録

申立て等が書面によりされたとき ((1)エに違反してされたとき及び当該申立て等が(1)エただし書に該当するときを除く。) 又は(1)アの記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとすること。

4 電磁的方法による告訴・告発等

- (1) 告訴又は告発は、犯罪事実、その犯人の処罰を求める旨並びに告訴又は告発をする者の氏名及び住居又はこれに代わる連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を明らかにしてしなければならないものとすること。
- (2) 告訴又は告発は、政令で定めるところにより、電磁的方法であって政令で定めるものによりすることができるものとすること。

5 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法第1編第5章第4節第3款の規定を準用するものとすること。

6 公判廷における電磁的記録の取調べ等

(1) 証人の尋問及び供述並びにその状況に関する記録の取扱い

刑事訴訟法第157条の6第1項若しくは第2項に規定する方法により証人尋問を行う場合（同項第4号の規定による場合を除く。）又は「第2-3」1(1)の方法により証人尋問を行う場合（同イによる部分に限る。）において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であって、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を録音

及び録画を同時に行う方法により、調書の一部としてファイルに記録することができるものとすること。

(2) 証拠となる電磁的記録の取調べの方式等

ア 裁判長は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、電磁的記録の取調べをするについては、証拠となる事項に応じ、その取調べを請求した者に、その内容を朗読させ、表示させ、又は再生させるものとし、ただし、裁判長は、自らそれらの措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にそれらの措置をとらせることができるものとすること。

イ 裁判所が職権で電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、自らアに定める措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にそれらの措置をとらせなければならないものとすること。

ウ 裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、調書の一部としてファイルに記録された証人の尋問及び供述並びにその状況の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げができるものとすること。

エ 裁判所は、調書の一部としてファイルに記録された証人の尋問及び供述並びにその状況を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、刑事訴訟法第157条の5に規定する措置を探ることができるものとすること。

(3) 証拠書類等に記載された事項等のファイルへの記録

裁判所書記官は、刑事訴訟法第310条の規定により提出された証拠書類又は証拠物に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとすること。

7 供述の内容を記録した電磁的記録等の作成及び取扱い

(1) 被疑者の供述を録取する調書の作成

ア 刑事訴訟法第198条第3項の調書（電磁的記録をもって作成したものに限る。以下このアにおいて同じ。）は、その内容を表示したもの被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い合わせ、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記録しなければならないものとすること。

イ 被疑者が、アの調書に誤りのないことを申し立てたときは、これ

に裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置をとることを求める
ことができるものとし、ただし、これを拒絶した場合は、この限り
でないものとすること。

(2) 供述を録取した電磁的記録の取扱い

供述を録取した電磁的記録で裁判所の規則で定める供述者の署名又
は押印に代わる措置がとられたものについて、供述を録取した書面で
供述者の署名又は押印のあるものに係る刑事訴訟法第290条の3第
1項、第299条の4第6項、第316条の14第1項第2号及び第
3項第2号、第316条の15第1項第5号から第7号まで、第31
6条の18第2号、第321条第1項、第322条第1項並びに第3
50条の8の規律と同様の規律を設けること。

(3) 被告人以外の者の供述を記録・録取した電磁的記録等の証拠能力

刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前」及び同項第
2号の「検察官の面前」について、映像と音声の送受信により相手の
状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合を
含む旨を規定すること。

8 その他所要の規定の整備

第1－2 電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備

1 電磁的記録による召喚状、勾引状、勾留状及び鑑定留置状の発付・執行

- (1) 召喚状、勾引状、勾留状及び鑑定留置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとすること。
- (2) 電磁的記録による召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判長又は受命裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとすること。
- (3) 電磁的記録による勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず令状は検察官及び検察事務官又は司法警察職員（刑事訴訟法第70条第2項の規定により刑事施設職員が執行することとなる場合にあっては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判長又は受命裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判長又は受命裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとすること。
- (4)ア 電磁的記録による勾引状を執行するには、裁判所の規則の定めるところにより(3)の事項及び(3)の記名押印に代わる措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならないものとすること。
イ 電磁的記録による勾留状を執行するには、裁判所の規則の定める

ところにより(3)の事項及び(3)の記名押印に代わる措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならないものとすること。

ウ 電磁的記録による勾引状又は勾留状について、ア又はイによる表示をすることができない場合において、急速を要するときは、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができるものとし、ただし、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならないものとすること。

2 電磁的記録による差押状等の発付・執行

- (1) 差押状及び搜索状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとすること。
- (2) 電磁的記録による差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず令状は検察官及び検察事務官又は司法警察職員（刑事訴訟法第108条第1項ただし書の規定により裁判所書記官又は司法警察職員に執行を命ずる場合にあっては、裁判所書記官又は司法警察職員）の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判長が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとすること。
- (3) 電磁的記録による差押状は、次のア又はイに掲げる方法により処分を受ける者に示さなければならないものとすること。
 - ア 裁判所の規則の定めるところにより(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置に係る裁判長の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示す方法
 - イ 裁判所の規則の定めるところにより(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置に係る裁判長の氏名を処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面その他のものに表示させて示す方法
- (4) 電磁的記録による搜索状は、裁判所の規則の定めるところにより(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置に係る裁判長の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して処分を受ける者に示さなけ

ればならないものとすること。

3 電磁的記録による刑事訴訟法第119条の証明書等の提供

- (1) 刑事訴訟法第119条の規定による証明書の交付は、これに代えて、証明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することによりすることができるものとし、ただし、相手方が異議を述べたときは、この限りでないものとすること。
- (2) 刑事訴訟法第120条の規定による目録の交付は、これに代えて、目録に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することによりすることができるものとし、ただし、相手方が異議を述べたときは、この限りでないものとすること。

4 電磁的記録による刑事訴訟法第168条第2項の許可状の発付・執行

- (1) 刑事訴訟法第168条第2項の許可状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によるものとすること。
- (2) 電磁的記録による刑事訴訟法第168条第2項の許可状には、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記録すること。
- (3) 刑事訴訟法第168条第2項の許可状が電磁的記録によるものであるときは、鑑定人は、裁判所の規則で定める方法により(2)の事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して同条第1項の処分を受ける者に示さなければならないものとすること。

5 電磁的記録による逮捕状の発付・執行

- (1) 逮捕状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によるものとすること。
- (2) 電磁的記録による逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間並びにその期間経過後は逮捕をできず令状は検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとすること。

(3)ア 電磁的記録による逮捕状により被疑者を逮捕するには、裁判所の規則の定めるところにより(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して被疑者に示さなければならないものとすること。

イ 1(4)ウは、電磁的記録による逮捕状により被疑者を逮捕する場合についても同様とするものとすること。

6 檢察官等がする差押え等に係る電磁的記録による令状の発付・執行

(1) 刑事訴訟法第218条第1項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとすること。

(2) 電磁的記録による(1)の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間並びにその期間経過後は差押え、捜索又は検証に着手することができず令状は検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとすること。

(3) 2(3)は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が刑事訴訟法第218条の規定によってする差押え又は検証についても同様とするものとし、2(4)は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が同条の規定によってする捜索についても同様とするものとすること。

7 電磁的記録による刑事訴訟法第225条第3項の許可状の発付・執行

(1) 刑事訴訟法第225条第3項の許可状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとすること。

(2) 4(2)及び(3)は、電磁的記録による許可状についても同様とするものとすること。

8 電磁的記録による収容状の発付・執行

(1) 収容状は、書面によるほか、電磁的記録によることができるものとすること。

(2) 電磁的記録による収容状には、刑の言渡しを受けた者の氏名、住居、

年齢、刑名、刑期その他収容に必要な事項を記録し、検察官又は司法警察員が、これに記名押印に代わる措置（収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該検察官又は司法警察員の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとすること。

9 その他所要の規定の整備

第1－3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設

1 裁判所による電磁的記録提供命令

- (1) 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に対し、電気通信回線を通じて電磁的記録を裁判所が指定する記録媒体に記録させ若しくは移転させる方法又は電磁的記録を記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録媒体を提出させる方法により、必要な電磁的記録を提供することを命ずることができるものとし、ただし、記録媒体に移転させる方法による提供は、電磁的記録を保管する者に対してのみ命ずることができるものとすること。
- (2) (1)の命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してすること。
- (3) 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第1回の公判期日前に限り、裁判官に(1)の命令を請求することができるものとし、その請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有するものとすること。

2 命令拒絶事由

1(1)により、公務員若しくは公務員であった者が保管し、若しくは利用する権限を有する電磁的記録又は医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者若しくはこれらの職に在った者が業務上委託を受けたため、保管し、若しくは利用する権限を有する電磁的記録の提供を命ずるときについて、刑事訴訟法第103条から第105条までと同様の規律を設けるものとすること。

3 目録の交付

1(1)の命令により電磁的記録を提供させた場合には、その目録を作り、1(1)の命令を受けた者に、これを交付しなければならないものとすること。

4 移転をさせた電磁的記録の原状回復

- (1) 1(1)の命令により移転をさせた電磁的記録について、当該命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該命令を受けた者に対し、当該電磁的記録の複写を許し、又は当該電磁的記録が記録された記録媒体を交付しなければならないものとすること。

(2) (1)の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとすること。

5 捜査機関による電磁的記録提供命令

(1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に対し、電気通信回線を通じて電磁的記録を検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が指定する記録媒体に記録させ若しくは移転させる方法又は電磁的記録を記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録媒体を提出させる方法により、必要な電磁的記録を提供することを命ずることができるものとし、ただし、記録媒体に移転させる方法による提供は、電磁的記録を保管する者に対してのみ命ずることができるものとすること。

(2) (1)の令状には、被疑者又は被告人の氏名、罪名、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者、提供の方法、有効期間及びその期間経過後は提供を命ずることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならないものとすること（注）。

(3) (1)の令状は、処分を受ける者にこれを示さなければならぬものとすること。

(4) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、(1)の命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、(1)の命令を受ける者に対し、みだりに(1)の命令を受けたこと及び提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨を命ずることができるものとすること。

(5) (4)の許可の請求は、(1)の令状の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察職員からしなければならぬものとすること。

(6) 裁判官は、(4)の許可をするときは、(1)の令状にその旨を記載するものとすること。

(7) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、(4)の命令をした場合において、その必要がなくなったときは、その命令を取り消さなければならないものとすること。

6 捜査機関による電磁的記録提供命令についての準用

2から4(1)までは、検察官、検察事務官又は司法警察職員がする5(1)の命令について準用するものとすること。

7 不服申立て

- (1) 裁判所がした 1(1)の命令又は 4(1)の複写の許可若しくは記録媒体の交付に関する決定に対しては、抗告をすることができるものとすること。
- (2) 1(3)により裁判所と同一の権限を有する裁判官がした 1(1)の命令又は 4(1)の複写の許可若しくは記録媒体の交付に関する裁判に対しては、準抗告をすることができるものとすること。
- (3) 檢察官、検察事務官又は司法警察職員がした 5(1)若しくは(4)の命令又は 6において準用する 4(1)の処分に対しては、準抗告をすることができるものとすること。

8 罰則

- (1) 正当な理由がなく 1(1)又は 5(1)若しくは(4)の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処するものとすること。
- (2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(1)の罰金刑を科するものとすること。

9 記録命令付差押え（刑事訴訟法第99条の2）の廃止

記録命令付差押え（刑事訴訟法第99条の2）を廃止すること。

10 その他所要の規定の整備

(注)「第1－2 電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備」の規律に従い電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規律を整備する。

第1－4 電磁的記録である証拠の開示等

1 電磁的記録である証拠の閲覧等の機会の付与

- (1) 刑事訴訟法第299条第1項の証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同項の規定による閲覧する機会の付与は、相手方に対し、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを見聴する機会を与えることによりするものとすること。
- (2)ア 刑事訴訟法第316条の14第1項第1号の証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同号の規定による閲覧する機会の付与（被告人に対するものに限る。）は、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを見聴する機会を与えることによりするものとし、当該電磁的記録に係る同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを見聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりするものとすること。
- イ 刑事訴訟法第316条の14第1項第2号の供述録取書等の全部又は一部が電磁的記録であるとき（当該供述録取書等を閲覧させることが相当でないと認めるときを除く。）は、当該電磁的記録に係る同号の規定による閲覧する機会の付与（被告人に対するものに限る。）は、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを見聴する機会を与えることによりするものとし、当該電磁的記録に係る同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを見聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりするものとすること。
- ウ 刑事訴訟法第316条の14第1項第2号の規定による証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面を閲覧する機会の付与（被告人に対するものに限る。）は、これに代えて、当該要旨を記録した電磁的記録の内容を表示したものを見聴する機会を与えることによりすることができるものとし、同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、これに代えて、その内容を表示したものを見聴し、かつ、

当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりすることができるものとすること。

エ ウの場合においては、刑事訴訟法第316条の14第1項第2号の規定による開示をしたものとみなすものとすること。

(3) 刑事訴訟法第316条の15第1項又は第316条の20第1項の規定による開示をすべき証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときにおけるこれらの規定による開示についても、(2)アと同様とするものとすること。

(4)ア 刑事訴訟法第316条の18第1号の証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、当該電磁的記録の内容を表示したものを見出し、又はその内容を再生したものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりするものとすること。

イ 刑事訴訟法第316条の18第2号の供述録取書等の全部又は一部が電磁的記録であるとき（当該供述録取書等を閲覧させることができないと認めるときを除く。）は、当該電磁的記録に係る同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、当該電磁的記録の内容を表示したものを見出し、又はその内容を再生したものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりするものとすること。

ウ 刑事訴訟法第316条の18第2号の規定による証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面を閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、これに代えて、当該要旨を記録した電磁的記録の内容を表示したものを見出し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりすることができるものとし、この場合においては、同号の規定による開示をしたものとみなすものとすること。

2 電磁的記録をもって作成された証拠の一覧表の提供等

(1) 檢察官は、刑事訴訟法第316条の14第1項の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表であつて電

磁的記録をもって作成したものを提供し、又はこれを印刷した書面を交付しなければならないものとすること。

- (2) 檢察官は、(1)による提供又は交付をした後、証拠を新たに保管するに至ったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至った証拠の一覧表であつて電磁的記録をもって作成したものとすること。

第2－1 刑事施設等との間における映像と音声の送受信による勾留質問・弁解録取の手続を行うための規定の創設

1 裁判所と刑事施設等との間における映像と音声の送受信による勾留質問の手続

裁判所は、刑事施設又は少年鑑別所にいる被告人に対し刑事訴訟法第61条の規定による手続を行う場合において、被告人を裁判所に在席させてこれを行うことが困難な事情があるときは、被告人を当該刑事施設又は少年鑑別所に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、これを行うことができるものとし、この場合においては、被告人に対し、あらかじめ、裁判所が同条の規定による手続を行うものである旨を告げなければならぬものとすること。

2 檢察庁と刑事施設との間における映像と音声の送受信による弁解録取の手続

検察官は、被疑者をその留置されている刑事施設に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、刑事訴訟法第205条第1項の規定による弁解の機会の付与を行うときは、被疑者に対し、あらかじめ、検察官が同項の規定による弁解の機会の付与を行うものである旨を告げなければならぬものとすること。

第2－2 映像と音声の送受信による裁判所の手続への出席・出頭を可能とする制度の創設

1 映像と音声の送受信による公判前整理手続期日等への出席・出頭

(1) 檢察官・弁護人・裁判長ではない裁判官の出席・出頭

ア 裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判長が公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日（以下「公判前整理手続期日等」という。）における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。イ及び(2)において同じ。）以外にある場所であって適當と認めるものに検察官又は弁護人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、公判前整理手続期日等における手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した検察官又は弁護人は、その公判前整理手續期日等に出頭したものとみなすものとすること。

イ 裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、公判前整理手續期日等における手続を行うことができるものとすること。

(2) 被告人の出頭

裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって適當と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、公判前整理手續期日等における手続を行うことができるものとすること。

2 映像と音声の送受信による公判期日への出席・出頭

(1) 被告人・弁護人の出頭

ア 裁判所は、次に掲げる場合において、事案の輕重、審理の状況、弁護人の数その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。このアにおいて同じ。）以外にある場所であって適當と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、公判期日における手続を行うことができるも

のとし、この場合において、その場所に在席した被告人は、その公判期日に出頭したものとみなすものとすること。

(ア) 被告人が傷病又は障害のため同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

(イ) 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は被告人（刑事施設又は少年院に収容中の者に限る。）を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

イ 弁護人は、裁判所がアにより公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができるものとし、この場合において、その場所に在席した弁護人は、その公判期日に出頭したものとみなすものとすること。

ウ アは、刑事訴訟法第404条の規定にかかわらず、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）による改正後の刑事訴訟法第390条の2本文の規定により控訴裁判所が判決を宣告する公判期日への出頭を命じた被告人による当該公判期日への出頭については準用しないものとすること。

（2）被害者参加人・その委託を受けた弁護士の出席

ア 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であって裁判所が適当と認めるものに在席し、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、公判期日出席することの申出がある場合において、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が当該方法によって公判期日出席することを許すものとすること。

イ アの申出は、あらかじめ、検察官にしなければならないものとし、この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知することとすること。

3 映像と音声の送受信による裁判員等選任手続期日への出席・出頭

（1）裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、呼び出すべき裁判員候補者の全部又は一部を裁判官及び訴訟関係人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であって適當と認めるものに在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができるものとし、この場合において、

その場所に在席した裁判員候補者は、その裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみなすものとすること。

- (2) 裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であって適當と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができるものとすること。

4 その他所要の規定の整備

第2－3 証人尋問等を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

1 証人尋問を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

- (1) 裁判所は、証人（国内にいる者に限る。以下同じ。）を尋問する場合において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外にある場所であって適當と認めるものに証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、尋問することができるものとすること。
- ア 証人に鑑定に属する供述を求める場合であって、その職業、健康状態その他の事情により証人がその尋問の日時に同一構内に出頭することが著しく困難であり、かつ、証人の重要性、審理の状況その他の事情により当該日時に尋問するが特に必要であると認めるとき。
- イ 証人が傷病又は障害のため同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。
- ウ 証人が刑事施設又は少年院に収容中の者であって、次のいずれかに該当するとき。
- (ア) その年齢、心身の状態、処遇の実施状況その他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により精神の平穀を著しく害され、その処遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。
- (イ) 同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

- (2) 裁判所は、証人を尋問する場合において、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であって適當と認めるものに証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって尋問するについて、検察官及び被告人に異議がなく、証人の重要性、当該方法によって尋問をすることの必要性その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当該方法によって、尋問することができるものとすること。

2 鑑定を命ずる手続を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

- 裁判所は、鑑定を命ずる際に鑑定人（国内にいる者に限る。以下同じ。）を尋問し、又は鑑定人に宣誓をさせる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場

所であって適當と認めるものに鑑定人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、尋問し、又は宣誓をさせることができるものとすること。

3 通訳を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

- (1) 裁判所は、通訳人（国内にいる者に限る。以下同じ。）に通訳をさせる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって適當と認めるものに通訳人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳をさせることができるものとすること。
- (2) 裁判所は、通訳人に通訳をさせる場合において、やむを得ない事由があり、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって適當と認めるものに通訳人在席させ、裁判所、検察官並びに被告人及び弁護人が通訳との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって通訳をさせることができるものとすること。

4 その他所要の規定の整備

第3－1 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の創設

1 公電磁的記録文書等偽造等の罪

- (1) 行使の目的で、公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等（印章又は署名として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下同じ。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等（文書又は図画として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下同じ。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造した者は、1年以上10年以下の拘禁刑に処すること。
- (2) 公務所又は公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、(1)と同様とするものとすること。
- (3) (1)及び(2)に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した電磁的記録文書等を変造した者は、3年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するものとすること。

2 虚偽公電磁的記録文書等作成等の罪

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は電磁的記録文書等を変造したときは、電磁的記録印章等の有無により区別して、1の例によるものとすること。

3 電磁的記録免状等不実記録の罪

- (1) 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券の全部又は一部として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するものとすること。
- (2) (1)の罪の未遂は、罰するものとすること。

4 偽造公電磁的記録文書等行使等の罪

- (1) 1若しくは2の電磁的記録文書等を行使し、又は3(1)の電磁的記録を免状、鑑札若しくは旅券の全部若しくは一部として行使し、若しくは人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は3の電磁的記録に不実の記録をさせた者と同一の刑に処するものとすること。
- (2) (1)の罪の未遂は、罰するものとすること。

5 私電磁的記録文書等偽造等の罪

- (1) 行使の目的で、他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若し

くは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造した者は、3月以上5年以下の拘禁刑に処するものとすること。

- (2) 他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を変造した者も、(1)と同様とするものとすること。
- (3) (1)及び(2)に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は変造した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処するものとすること。

6 虚偽電磁的記録診断書等作成の罪

医師が公務所に提出すべき診断書、検査書又は死亡証書の全部又は一部として表示されて行使されることとなる電磁的記録に虚偽の記録をしたときは、3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処するものとすること。

7 偽造私電磁的記録文書等行使の罪

- (1) 5の電磁的記録文書等又は6の電磁的記録を行使した者は、5の電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、又は6の電磁的記録に虚偽の記録をした者と同一の刑に処するものとすること。
- (2) (1)の罪の未遂は、罰するものとすること。

8 その他所要の規定の整備

第3－2 電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設

公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとすること。

第3－3 新たな犯罪収益の没収の裁判の執行及び没収保全等の手続の導入

1 暗号資産等の没収の裁判の執行等

- (1) 組織的犯罪処罰法第31条第2項に規定するその他の財産権（注）であって電子情報処理組織を用いて移転するものの没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第490条第2項の規定にかかわらず、検察官が、次のいずれかの方法により行うものとし、ただし、イに掲げる方法による執行は、アに掲げる方法によることが困難である場合に限り行うことができるものとすること。
- ア 当該財産権を検察官に移転すること。
- イ 当該財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。2(2)及び2(3)イにおいて同じ。）であってこれを移転することができるものに命じて、当該財産権を検察官に移転させること。
- (2) 没収された(1)の財産権は、検察官がこれを処分しなければならないものとすること。

2 暗号資産等の没収保全手続

- (1) 1(1)の財産権の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行うものとすること。
- (2) (1)の没収保全命令の謄本及び組織的犯罪処罰法第27条第2項に規定する更新の裁判の謄本は、1(1)の財産権の権利者に送達しなければならないものとすること。
- (3) 1(1)の財産権の没収保全命令の執行は、次のいずれかの方法により行うものとし、ただし、イに掲げる方法による執行は、アに掲げる方法によることが困難である場合に限り行うことができるものとすること。
- ア 当該財産権を検察官の管理に移すこと。
- イ 当該財産権の権利者であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、当該財産権を検察官の管理に移すこと。
- (4) 1(1)の財産権の没収保全の効力は、(3)アにより検察官の管理に移され又は(3)イにより命令が告知された時に生ずるものとすること。

3 罰則

- (1) 1(1)イ又は2(3)イによる命令に違反したときは、その違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとすること。
- (2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為

者を罰するほか、その法人又は人に対しても(1)の罰金刑を科するものとすること。

4 その他所要の規定の整備

<前提>前提となる没収保全の要件・手続の概要

- 没収保全は、組織的犯罪処罰法第2条第2項第1号イ若しくは同項第2号ニに掲げる罪又は同法第10条第3項の罪に係る被告事件に関し、同法その他の法令の規定により没収することができる財産に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときにすることができる（同法第22条第1項）。
- 没収保全命令は、検察官の指揮によって、これを執行し（同法第24条第1項）、その執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその副本が送達される前であっても、することができる（同条第2項）。
- 没収保全の効力が生じた後にされた処分は、没収に関しては、その効力を生じない（同法第25条本文）。

(注) 組織的犯罪処罰法第27条から第30条までに規定する財産（不動産、船舶等、動産及び債権）以外の財産権で債務者又はこれに準ずる者がないものであり、かつ、権利の移転について登記又は登録を要しないものがこれに当たる（同法第31条第2項）。

第3-4 通信傍受の対象犯罪の追加

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第2に掲げる通信傍受の対象犯罪に刑法第236条第2項、第246条第2項及び第249条第2項の罪を加えるものとすること。

家族法制の見直しに関する要綱

第1 親子関係に関する基本的な規律

1 父母（親権者に限らない。）の責務等の明確化

親権の有無にかかわらず父母が負う責務や権利義務等を明確化するため、次のような内容の規律を設けるものとする。

- (1) 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重とともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。
- (2) 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

2 親権の性質の明確化

民法第818条第1項の規律を次のように改めるものとする。

親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない（注）。

（注） 民法第833条の規律についても所要の整備をするものとする。

第2 親権及び監護等に関する規律

1 親権行使に関する規律の整備

民法第818条第3項の規律を明確化するため次の(1)及び(2)のような規律を設けるとともに、親権行使に関する父母の意見対立時にに対応するための仕組みとして次の(3)のような規律を新設するものとする。

- (1) 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。
 - ア その一方のみが親権者であるとき。
 - イ 他の一方が親権を行うことができないとき。
 - ウ 子の利益のため急迫の事情があるとき。
- (2) 父母は、その双方が親権者であるときであっても、上記(1)本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。
- (3) 特定の事項に係る親権の行使（上記(1)ただし書又は上記(2)の規律によ

り父母の一方が単独で行うことができるものを除く。)について、父母間に協議が調わない場合であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独で行うことができる旨を定めることができる(注)。

(注) 本文(3)の裁判に関する手続を整備するに当たっては、家事事件手続法を改正して、国際裁判管轄(同法第3条の8参照)、管轄(同法第167条参照)、手続行為能力(同法第168条参照)、陳述の聴取(同法第169条参照)、引渡命令等(同法第171条参照)、即時抗告(同法第172条参照)、保全処分(同法第175条参照)に関する規定を整備するものとする。また、人事訴訟法を改正して、裁判所が、申立てにより、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、特定の事項に係る親権の行使(婚姻の取消し又は離婚に伴って親権を行う必要がある事項に係るものに限る。)について、単独で親権を行使する者を指定する旨の附帯処分(同法第32条参照)をすることができるものとし、この手続についての規律を整備するものとする。

2 父母の離婚後等の親権者の定め

- (1) 父母が離婚をするときはその一方を親権者と定めなければならないことを定める民法第819条を見直し、次のような規律を設けるものとする。
- ア 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。
- イ 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める。
- ウ 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。
- エ 父が認知した子に対する親権は、母が行う。ただし、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。
- オ 上記ア、ウ若しくはエの協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をする。
- カ 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権者を変更することができる。
- キ 裁判所は、上記イ、オ又はカの裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考

慮しなければならない。この場合において、次の①又は②のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならぬ。

- ① 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ② 父母の一方が他の方から身体に対する暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動（下記クにおいて「暴力等」という。）を受けるおそれの有無、上記ア、ウ又はエの協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。

ク 上記カの場合において、家庭裁判所は、父母の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たっては、当該協議の経過、その後の事情の変更その他の事情を考慮するものとする。この場合において、当該協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他の方への暴力等の有無、家事事件手続法による調停の有無又は裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第1条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の有無、協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情をも勘案するものとする。

- (2) 父母の一方を親権者と定めなければ離婚の届出を受理することができない旨を定める民法第765条第1項の規定を見直し、離婚の届出は、成年に達しない子がある場合には、次の①又は②のいずれかに該当することを認めた後でなければ、受理することができないものとする。
 - ① 親権者の定めがされていること。
 - ② 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされていること（注）。

（注） 親権者の指定の審判又は調停の申立てについては、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができないものとする旨の規律や、親権者の指定の審判の申立てがされたものの協議離婚が成立しない場合に対応するための規律を整備するものとする。

3 離婚後の子の監護に関する事項の定め等

- (1) 離婚後の父母双方を親権者と定めるに当たって、父母の一方を子の監護をすべき者とする旨の定めをすることを必須とする旨の規律は設けないものとした上で、離婚後の子の監護に関する事項の定め等に関して民

法第766条第1項が規定する「子の監護について必要な事項」の例示に「子の監護の分掌」を加えるものとする（注）。

- (2) 子の監護をすべき者が指定された場合における権利義務について、次のような規律を設けるものとする。
- ア 民法第766条（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定により定められた子の監護をすべき者は、同法第820条から第823条までに規定する事項について、親権を行う者と同一の権利義務を有する。この場合において、子の監護をすべき者は、単独で、子の監護及び教育、居所の指定及び変更並びに営業の許可、その許可の取消し及びその制限をすることができる。
- イ 上記アの場合には、親権を行う者（子の監護をすべき者を除く。）は、子の監護をすべき者が上記ア後段の規定による行為をすることを妨げてはならない。

（注） 子の監護の分掌について、家事事件手続法を改正して、給付命令等（同法第154条参照）に関する規律を整備するものとする。

第3 養育費等に関する規律

1 養育費等の請求権の実効性向上（先取特権の付与）

民法第306条の規律を改めて養育費等の請求権に一般の先取特権を付与し、その順位を雇用関係の先取特権（同条第2号参照）に次ぐものとした上で、次のような規律を設けるものとする。

子の監護の費用の先取特権は、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権の各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額（子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて政省令で定めるところにより算定した額）について存在する（注）。

- ① 民法第752条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
- ② 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
- ③ 民法第766条（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定及び下記2（法定養育費）の規定による子の監護に関する義務
- ④ 民法第877条から第880条までの規定による扶養の義務

（注） 養育費等の請求権に先取特権を付与するに当たり、民事執行法を改正して、当該先取特権を有することを証する文書を提出した債権者が債務者の給与債権に係る情報

の取得の申立て（民事執行法第206条参照）をすることができるようにするものとする。

2 法定養育費

父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合に対応するための仕組みとして、次のような規律を設けるものとする（注1、2）。

(1) 父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合には、父母の一方であって離婚の時から引き続き子の監護を主として行うものは、他の一方に対し、離婚の日から、次に掲げる日のいずれか早い日までの間、毎月末に、子の監護に要する費用の分担として、父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて政省令で定めるところにより算定した額の支払を請求することができる。ただし、当該他の方は、支払能力を欠くためにその支払をすることができないこと又はその支払をすることによってその生活が著しく窮屈することを証明したときは、その全部又は一部の支払を拒むことができる。

ア 父母がその協議により子の監護に要する費用の分担についての定めをした日

イ 子の監護に要する費用の分担についての審判が確定した日

ウ 子が成年に達した日

(2) 家庭裁判所は、子の監護に関する費用の分担についての定めをし又はその定めを変更する場合には、上記(1)の規定による債務を負う他の方の支払能力を考慮して、当該債務の全部若しくは一部の免除又は支払の猶予その他相当な処分を命ずることができる。

(注1) 本文(1)及び(2)の規律は、民法第766条が準用されている他の場面（婚姻の取消し、裁判上の離婚、認知）においても同様に準用するものとする。

(注2) 民事執行法を改正して、債権者が法定養育費を請求する場合には、執行裁判所は、一般の先取特権の実行としての差押命令を発令するに際し、必要があると認めるときは、債務者を審尋することができるものとする。

3 裁判手続における情報開示義務

(1) 家事事件手続法の規律の新設

ア 家事審判事件の手続における情報開示義務に関して、次のような規律を設けるものとする。

家庭裁判所は、次に掲げる審判事件において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その収入及び資産の状況に関する情報を開示することを命ずることができる。

- ① 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件
- ② 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件
- ③ 子の監護に関する処分の審判事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件に限る。）
- ④ 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件

イ 上記アの規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示した場合について、制裁の規定を設けるものとする。

ウ 上記ア及びイの規律は、夫婦間の協力扶助に関する処分の調停事件、婚姻費用の分担に関する処分の調停事件、子の監護に関する処分の調停事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の調停事件に限る。）、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの調停事件並びに離婚についての調停事件に準用する旨の規律を設けるものとする。

(2) 人事訴訟法の規律の新設

離婚の訴え等における附帯処分として子の監護に関する処分（子の監護に要する費用の分担に関する処分に限る。）の申立てがされている場合についても、上記(1)ア及びイと同様の規律を設けるものとする。

4 執行手続における債権者の負担軽減

民事執行法に次のような規律を設けるものとする。

(1) 上記 1 ①から④までに掲げる義務に係る請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者が次の①又は②に掲げる申立てをした場合には、当該申立てと同時に、当該①又は②に定める申立てをしたものとみなす。ただし、当該債権者が当該①又は②に掲げる申立ての際に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

- ① 民事執行法第 197 条第 1 項の申立て 当該申立てに係る手続において債務者が開示した債権（同法第 206 条第 1 項各号に規定する債権に限る。）又は下記(2)の規定によりその情報が提供された債権に対する差押命令の申立て
- ② 民事執行法第 206 条第 1 項の申立て 当該申立てに係る手続において同項各号に掲げる者がその情報を提供した同項各号に規定する債

権に対する差押命令の申立て

- (2) 上記(1)①の申立てがされた場合において、執行裁判所の呼出しを受けた債務者がその財産を開示しなかったときは、債権者が別段の意思を表示した場合を除き、執行裁判所は、債務者の住所のある市町村（特別区を含む。）に対し、民事執行法第206条第1項第1号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない（注）。
- (3) 上記(1)の場合において、財産開示手続等を実施したにもかかわらず、上記(1)①又は②に定める差押命令において差し押さるべき債権を特定することができなかつたときに、当該差押命令の申立てに係る手続を終了させるための手続を設ける。
- (4) 上記(1)から(3)までの規律は、債務者の財産について一般の先取特権（上記1の規律に係るものに限る。）を有することを証する文書を提出した債権者が財産開示手続（民事執行法第197条）の申立て又は債務者の給与債権に係る情報の取得（同法第206条）の申立てをした場合について準用する。

（注） 本文(2)の規定による裁判、当該裁判により命じられた情報の提供、その情報に係る記録の閲覧等の制限及びその目的外利用の制限等についての規律を整備するものとする。

第4 親子交流に関する規律

1 父母の婚姻中の親子交流

父母の婚姻中の親子交流について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 民法第766条（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の場合のほか、子と別居する父又は母と当該子との交流について必要な事項は、父母の協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- (2) 上記(1)の協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、父又は母の請求により、上記の事項を定める。
- (3) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、父又は母の請求により、上記(1)及び(2)の規定による定めを変更することができる。

2 裁判手続における親子交流の試行的実施

(1) 家事事件手続法の規律の新設

家事審判事件における親子交流の試行的実施について、次のような規律を設けるものとする。

- ア 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）において、子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がなく、かつ、事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、子との交流の試行的実施を促すことができる。
- イ 家庭裁判所は、上記アの試行的実施を促すに当たっては、交流の方法、交流をする日時及び場所並びに家庭裁判所調査官その他の者の立会いその他の関与の有無を定めるとともに、当事者に対して子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止することその他適當と認める条件を付することができる。
- ウ 家庭裁判所は、上記アの試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告（当該試行的実施をしなかったときは、その理由の説明）を求めることができる。
- エ 上記アからウまでの規律は、子の監護に関する処分の調停事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の調停事件を除く。）及び離婚についての調停事件に準用する。

(2) 人事訴訟法の規律の新設

離婚の訴え等における附帯処分として子の監護に関する処分（子の監護に要する費用の分担に関する処分を除く。）の申立てがされている場合において、上記(1)アからウまでと同様の規律を設けるものとする。

3 親以外の第三者と子との交流に関する規律

親以外の第三者と子との交流に関して、次のような規律を設けるものとする（注1）。

- (1) 家庭裁判所は、父母の協議離婚後の子の監護について必要な事項を定め又はその定めを変更する場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときは、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。
- (2) 上記(1)の定めについての家庭裁判所に対する審判の請求は、次に掲げる者（イに掲げる者にあっては、その者と子との交流についての定めをするため他に適当な方法がないときに限る。）がすることができる（注2）。
- ア 父母
- イ 父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあっては、過去に当該子を監護していた者に限る。）

（注1）本文(1)及び(2)の規律は、民法第766条が準用されている他の場面（婚姻の取消

し、裁判上の離婚、認知）においても同様に準用するものとする。また、父母が婚姻関係にない場面のほか、婚姻中の父母が別居する場面（本文第4の1参照）についても、本文と同様の規律の整備をするものとする。

（注2）子の監護に関する処分の審判（父母以外の親族と子との交流に関する処分の審判に限る。）及びその申立てを却下する審判について、即時抗告（家事事件手続法第156条参照）等についての規律を整備するものとする。

第5 養子に関する規律

1 養子縁組がされた場合の親権者の明確化

民法第818条第2項の規律を次のように改めるものとする。

子が養子であるときは、次に掲げる者を親権者とする。

① 養親（当該子に係る縁組が2以上あるときは、直近の縁組により養親となつた者に限る。）

② 子の父母であって、上記①に掲げる養親の配偶者であるもの

2 未成年養子縁組及びその離縁の代諾に関する規律

（1）ア 養子となる者が15歳未満である場合における民法第797条第1項の規定による養子縁組の代諾の上記第2の1の規律による父母の共同行使について、父母間に協議が調わない場合においては、養子縁組をすることが子の利益のため特に必要があると認められるときに限り、家庭裁判所は、上記第2の1(3)の規律による裁判をすることができるものとする旨の規律を設けるものとする。

イ 養子縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるもの又は養子となる者の父母で親権を停止されているものが民法第797条第2項の規定による縁組の同意をしないときは、家庭裁判所は、養子となる者の法定代理人の請求により、その同意に代わる許可を与えることができるものとする旨の規律を設けるものとする（注）。

（2）民法第811条第3項及び第4項を次のように改めるものとする。

ア 民法第811条第2項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その双方又は一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。

イ 上記アの協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、上記アの父若しくは母又は養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。この場合においては、上記第2の2(1)キの規定を準用する。

(注) 養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判について、国際裁判管轄、管轄、手続行為能力、陳述の聴取、審判の告知、即時抗告等についての規律を整備するものとする。

第6 財産分与に関する規律

1 考慮要素の明確化等

民法第768条第3項の規律を次のように改めるものとする。

民法第768条第2項の場合（財産分与について、当事者が家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求した場合）には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るために、当事者双方がその婚姻中に取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。この場合において、婚姻中の財産の取得又は維持についての各当事者の寄与の程度は、その程度が異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

2 期間制限

財産分与の期間制限について、民法第768条第2項ただし書に定める期間（2年）を5年に改めるものとする。

3 裁判手続における情報開示義務

(1) 家事事件手続法の規律の新設

ア 家事審判事件の手続における情報開示義務について、次のような規律を設けるものとする。

家庭裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その財産の状況に関する情報を開示することを命ずることができる。

イ 上記アの規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示した場合について、制裁の規定を設けるものとする。

ウ 上記ア及びイの規律は、財産の分与に関する処分の調停事件及び離婚についての調停事件について準用する旨の規律を設けるものとする。

(2) 人事訴訟法の規律の新設

離婚の訴え等における附帯処分として財産の分与に関する処分の申立

てがされている場合についても、上記(1)ア及びイと同様の規律を設けるものとする。

第7 その他

1 夫婦間の契約の取消権

夫婦間でした契約を婚姻中いつでも取り消すことができることを定める民法第754条を削除するものとする。

2 裁判上の離婚の事由

配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないことを裁判上の離婚の原因と定める民法第770条第1項第4号を削除するものとする。

3 所要の整備

その他所要の整備をするものとする。

附 帯 決 議

- 1 家族法制の見直しに関する要綱案に沿って民法等の改正がされた際は、その施行に先立ち、その内容が国民に正確に伝わるよう、法制審議会家族法制部会における議論を踏まえ、その改正内容及びその解釈上参考となる事項を適切に周知する必要がある。
- 2 子の養育は、子の意見・意向等が適切な形で尊重されることも含めて子の利益の確保の観点から行われるものである。その上で、子の養育は、父母のみがその責務を負うものではなく、その子の養育をする父母及び子に対する社会的なサポートが必要かつ重要であり、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）及び児童虐待を防ぎ、子の安全及び安心を確保するとともに、父母の別居や離婚に伴って子が不利益を受けることがないようにするためにも、法的支援を含め、行政や福祉等の各分野における各種支援についての充実した取組が行われる必要がある。
- 3 家族法制の見直しに関する要綱案に沿って民法等の改正がされた際は、家庭裁判所がこれまで以上に大きな役割を果たすことが見込まれるところであり、父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に当たっては、改正後の民法等の規定の趣旨を踏まえた上で、子の利益を確保する観点から適切な審理が行われることが期待される。
- 4 父母の別居・離婚後の子の養育に関する法制度や各種支援の在り方については、この部会において将来的な検討課題であると指摘された事項も含め、国民の意識や考え方の変化に応じた随時の検討が求められる。また、今般の改正後の民法等の規定の施行の状況やそれに関連する上記の各種支援等の取組状況については、適切な形で国民に発信される必要がある。
- 5 上記の各事項の実現のため、関係府省庁等において、子の利益の確保を目指した協力がされるよう、真摯に努めることを要望する。

諮詢第百二十六号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。

配布資料

諮詢第百二十五号

情報通信技術の進展及び普及等の社会情勢に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者が電子的な手段を用いて作成することができる新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しを行う必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。

事務総局会議（第6回）議事録	
日時	令和6年2月27日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所等	ウェブ会議
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、横山刑事局第一課長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	令和6会計年度における協議会等開催計画について 小野寺総務局長説明（資料）
結果	◎了承
秘書課長　板津正道	

令和6会計年度における協議会等開催計画（下半期分）

（中央協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	高裁事務局長事務打合せ	10月	1日	参集（※）	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	
2	高裁総務課長等事務打合せ	10月	1日	参集（※）	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	
3	人事事務打合せ（高裁人事課長）	10月	2日	参集（※）	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	
4	経理事務打合せ（高裁会計課長）	10月	2日	参集（※）	経理行政事務全般の連絡協議	1 高裁会計課長及び同管理課長 2 高裁会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	
5	民事事件担当裁判官等事務打合せ 1	10月	1日	リモート（ウェブ会議）	民事訴訟法改正を踏まえた更なる運営改善について	1 各地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官各1人 2 各地方裁判所の（民事）首席書記官又は次席書記官1人 3 各高等裁判所の民事事件を担当する裁判官及び民事首席書記官各1人 (柔軟で、かつ多数の傍聴も可能な形式とする予定)	民事局	
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月	1日	参集（※）	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	
7	高裁長官事務打合せ	11月	2日	参集（※）	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	
8	民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せ	11月～12月	1日	リモート（ウェブ会議）	法改正等を踏まえた民事執行事件及び倒産事件の運用上考慮すべき事項について	1 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の各地裁の執行・倒産担当の裁判官各1人（執行事件と倒産事件の担当者が異なる場合は2人でも可。） 2 1の各地裁の次席書記官、総括主任書記官又は主任書記官のうちいずれか1人（執行事件と倒産事件の担当者が異なる場合は2人でも可。） 3 1の各地裁の総括執行官各1人	民事局	

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
9	経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	1月	2日	参集（※）	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	
10	経理事務打合せ（高裁会計課長）	2月	1日	参集（※）	経理行政事務全般の連絡協議	1 高裁会計課長及び同管理課長 2 高裁会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	
11	人事事務打合せ（高裁人事課長）	2月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	
12	民事事件担当裁判官等事務打合せ 2	2月	1日	参集（※） +リモート（ウェブ会議）	民事訴訟法改正を踏まえた更なる運営改善について	追って調整 (柔軟で、かつ多数の傍聴も可能な形式とする予定)	民事局	
13	高裁長官事務打合せ	3月	1日	参集（※）	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

令和6会計年度における協議会等開催計画（下半期分）

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	リモート（ウェーブ会議）	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定	人事局	
2	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定（10月～12月）	1日	適宜の方法（主催府で選択可）	1 民事・家事調停の運営に関するべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定
3	知的財産権訴訟研究会	12月	0. 5日	適宜の方法（主催府で選択可）	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	約20人
4	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	1月	0. 5日	適宜の方法（主催府で選択可）	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
5	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	参集（※）	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官（具体的な対象範囲は未定）	各高裁所在地から開催地を選定予定（一部合同開催）	総務局	未定
6	刑事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	参集（※）	1 裁判員裁判の運用上の課題 2 その他刑事件の処理に関するべき事項	刑事件担当の高裁・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	各高裁で決定
7	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	リモート（ウェーブ会議）	首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に関するべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	家庭局	
8	家事事件担当裁判官等協議会	1月～2月	1日	リモート（ウェーブ会議）	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	家庭局	各高裁で決定
9	新任司法委員研修会	各地裁で決定（1月～3月）	0. 5日	参集（※）	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任参与員研修会	各家裁で決定（1月～3月）	1日～2日	参集（※）	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。